

○ 金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所を指定する件（平成二十二年金融庁告示第四十一号）
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二の三第四号ロに規定する金融庁長官が指定する外国の金融商品取引所を次のように指定し、平成二十二年四月一日から適用する。 一 次に掲げる外国の金融商品取引所（欧州委員会（European Commission）の金融商品市場指令（Directive 2004/39/EC of the European Parliament and of the Council）第四十七条の規定により欧州委員会が公表した規制市場（regulated market）を運営する場合における当該外国の金融商品取引所に限る。） 「イゝホ 略」 へ ユーロネクストアムステルダム ト ユーロネクストパリ チ ユーロネクストブリュッセル 「リゝヲ 略」 二 アメリカ合衆国の千九百三十四年証券取引所法（Securities Excha	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二の三第四号ロに規定する金融庁長官が指定する外国の金融商品取引所を次のように指定し、平成二十二年四月一日から適用する。 一 「同上」 「イゝホ 同上」 へ ニューヨークストックエクスチェンジユーロネクストアムステルダム ト ニューヨークストックエクスチェンジユーロネクストパリ チ ニューヨークストックエクスチェンジユーロネクストブリュッセル 「リゝヲ 同上」 二 「同上」

nge Act of 1934) 第六条の規定により米国証券取引委員会 (U.S. Securities and Exchange Commission) に登録されている外国の金融商品取引所のうち次に掲げるもの イ ニューヨークストックエクスチェンジ ロ [略] ハ シービーオーイーグローバルマーケットツユーエスエキティーズ ズ 「三十一 略」	イ ニューヨークストックエクスチェンジユーロネクスト ロ [同上] 「号の細分を加える。」 「三十一 同上」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	